

官報

号外

昭和六十三年四月十四日

○第一百二回 衆議院会議録 第十五号

昭和六十三年四月十四日(木曜日)

議事日程 第十四号

午後一時開議

第一 特定不況業種関係労働者の雇用の安定に

関する特別措置法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

第二 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際

協定の締結等に伴う漁業離職者に関する

協定の締結等に伴う漁業離職者に関する

臨時措置法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

第三 核物質の防護に関する条約の締結につい

て承認を求めるの件

第四 通信・放送衛星機構法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第五 地方自治法第百五十六条第六項の規定に

基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動

車検査登録事務所の設置に関する承認を求

めるの件

第六 住宅・都市整備公団法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第七 半島振興法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

第八 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

第九 森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 特定不況業種関係労働者の雇用の安

定に関する特別措置法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

日程第七 半島振興法の一部を改正する法律案
(建設委員長提出)

日程第八 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第九 森林開発公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

日程第十 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第十一 森林開発公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

日程第十二 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第十三 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第十四 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第十五 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第十六 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第十七 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第十八 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第十九 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第二十 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第二十一 地域産業の高度化に寄与する特定事

業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 午後一時二分開議
議員請暇の件につきお諮りいたします。

○議長(原健三郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

○議長(原健三郎君) 上原康助君から、四月十九日から二十八日まで

十日間、平泉涉君から、四月二十三日から五月四

日まで十二日間、右いずれも海外旅行のため、請

暇の申し出があります。これを許可するに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

○議長(原健三郎君) 日程第一 特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

委員長の報告を求めます。社会労働委員長紹垣実男君。

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔紹垣実男君登壇〕

○紹垣実男君 ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、構造的不況業種における厳しい雇用失業情勢及び今後の産業構造の転換等に伴う雇用問題の発生に対処するため、法の廃止期限の延長、失業の予防対策の充実等を図るとしているもので、その主な内容は

第一に、法律の題名を「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改め、特定不況業種以外の事業所のうち、事業規模の縮小等により、相当数の労働者が離職等を余儀なくされるおそれがあると労働大臣が認定した事業所を、特例事業所として本法の対象とするとともに、下請事業主の範囲を拡大すること、

第二に、特定不況業種事業主の作成する再就職援助等計画を、雇用維持等計画とともに、

特例事業所の事業主は、失業の予防のための措置に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けることができる」と、

第三に、事業転換による雇用機会の確保等失業の予防に資すると認められる措置を講ずる事業主について、雇用安定事業として特別の措置を講ずるとともに、事業主が在職者の職業転換のため必要な教育訓練を円滑に実施できるよう特別の措置を講ずること、

第四に、法の廃止期限を七年延長し、昭和七十六年六月三十日までとすること

等であります。

本案は、去る二月十日に付託となり、三月二十二日中村労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十二日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

二日中村労働大臣から提案理由の説明を聴取し、

四月十二日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべくものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

両案とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

両案とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

両案とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

両案とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

し、このため核物質の不法な取得及び使用の危険も高まり、かかる行為から核物質を防護するための国際協力の重要性が関係各国において強く認識されました。

このような背景のもとに、国際原子力機関は、

核物質の防護に関する条約案作成のための作業を進めた結果、本条約は、昭和五十四年十月二十六日の第四回政府間会議において採択されたものであります。

本条約は、平和的目的に使用される核物質であって、国際輸送中のものについて防護の措置をとることを義務づけるとともに、国際機関等との協力義務、核物質に関する犯罪行為の処罰、容疑者の引き渡し及び裁判権の設定等について規定しております。

本件は、去る三月四日外務委員会に付託され、同月九日宇野外務大臣から提案理由の説明を聴取し、四月一日及び昨十三日の両日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

両案とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

両案とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

両案とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

両案とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

両案とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第四 通信・放送衛星機構法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第四、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案を議題といたしました。

委員長の報告を求めます。通信委員長塚原俊平君。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案 及び同報告書

〔塚原俊平君登壇〕

○塚原俊平君 ただいま議題となりました通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における無線通信技術の進歩に対して、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。放送衛星機構法の一部を改正する法律案の規定の整備を行うとともに、通信衛星の定義を改め、あわせて、通信・放送衛星機構の役員の任期を改める等、所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る二月五日当委員会に付託され、三月二十三日中山郵政大臣から提案理由の説明を聽取し、四月十三日(質質)終了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと認決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はないませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

ます。

本案は、愛知県の東三河地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、愛知県豊橋市に、中部運輸局愛知陸運支局の下部組織として、豊橋自動車検査登録事務所を設置する必要があるので、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるようとするものであります。

本件は、三月十五日本委員会に付託となり、四月十三日石原運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑及び討論の申し出もなく、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第六 住宅・都市整備公団法等の一部を改
正する法律案(内閣提出)

日程第七 半島振興法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

○議長(原健三郎君) 日程第六、住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案、日程第七、半島振興法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求める。建設委員長中村喜四郎君。

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案及び同報告書

半島振興法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中村喜四郎君登壇

○中村喜四郎君 ただいま議題となりました二法律案について申し上げます。

まず、内閣提出の住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、住宅・都市整備公団等が行う公共施設の整備に関する事業のうち、関連事業等により生ずる収益をもつてその事業に要する費用を支弁することができるとの認められるものについて、日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入を活用し、た国の無利子貸し付けを行うことができるることとするとするため、住宅・都市整備公団法、地域振興整備公団法、地方住宅供給公社法、民間都市開発の推進における審査の経過及び結果を御報告申し上げ

進に関する特別措置法、都市開発資金の貸付けに関する法律及び土地区画整理法の六法律について、それぞれ所要の改正を行うとともに、当該貸し付けに関する政府の經理に関する規定等を整備するため、関連する四法律について所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る二月九日本委員会に付託され、四月一日越智建設大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十三日質疑を終了いたしましたところ、施行期日を「公布の日」に改める修正案が提出され、採決の結果、賛成多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、内需の拡大、地域社会の活性化への配慮等三項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

次に、建設委員長提出の半島振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、昨十三日の建設委員会において、全会一致をもってこれを成案と決定し、委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

御承知のとおり半島振興法は、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある半島地域の振興を図るため、昭和六十年六月議員立法により制定されたものであり、この法律に基づき十九地域が半島振興対策実施地域に指定され、六十二年七月には、これら十九地域に係る半島振興計画について、内閣総理大臣の承認が行われたところであります。

本案は、半島地域の振興の根幹的な施設であ

り、また、地域住民の要望の極めて強い道路等交

通施設の整備を促進するとともに、関係地方公共団体の財政負担の軽減を図るために措置を講ずることにより、半島振興のより一層の推進を図ろうとするもので、このため、半島循環道路等の整備について特に配慮し、及び基幹的な市町村道等の整備を都道府県がかわって行う制度を設けることとともに、小型航空機用飛行場等の整備について適切な配慮をしようとするものであります。

なお、本案の成案決定の際に、内閣の意見を求めましたところ、特に異存はないとの意が表されました。

以上が本案の提案の趣旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本案を可決するに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

本案は、半島地域の振興の根幹的な施設であ

日程第八 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第八、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長渡辺秀央君。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺秀央君答弁〕

○渡辺秀央君 ただいま議題となりました地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、経済の高度化、ソフト化の進展により、産業活動におけるウエートが増大し、今後の成長が期待されている研究所、ソフトウェア業等のいわゆる産業の頭脳部分が大都市圏、特に東京へ一極集中する傾向にあることにかんがみ、これを円高等による産業構造調整の進行により大きな影響を受けている地域等に誘導して集積させ、地域産業の高度化を図ることによって、地域経済並びに国土の均衡ある発展を実現しようとするものであります。

第一に、産業の高度化を図ることによって、地域産業を特定事業として政令で定めること、

その主な内容は、

第一に、産業の高度化に特に寄与すると認められる業種を特定事業として政令で定めること、

第二に、本法による措置が講じられる地域は、産業の集積の程度が著しく高い地域以外の地域であり、特定事業の集積により、地域産業の高度化が期待できること等の要件に該当する地域とすること。

第三に、主務大臣は、特定事業の集積の促進に関する集積促進指針を定め、公表すること、

第四に、都道府県は、集積促進指針に基づき集積促進計画を作成し、主務大臣の承認を受けること

第五に、地域振興整備公団の業務に、特定事業の用に供する業務用地の造成等の業務を追加すること、

第六に、特定事業を営む者に対する税制上の特例措置、資金の確保等について定めること

等であります。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九 森林開発公団法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第九、森林開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長菊池福治郎君。

森林開発公団法の一部を改正する法律案及び同 報告書

[本号末尾に掲載]

[菊池福治郎君登壇]

○菊池福治郎君 ただいま議題となりました森林開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、林業生産基盤の整備の促進等を図るため、森林開発公団が日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入に基づく国の無利子貸付制度のうち収益回収型の資金を活用して、当分の間、林道などの整備及びこれに要する資金の貸し付けの業務を行うことができるなど等を内容とするものであります。

委員会におきましては、三月三十日林田農林水産大臣臨時代理から提案理由の説明を聴取し、四月十三日質疑を行いました。同日質疑を終局し、直ちに採決いたしました結果、本案は多数をもつ

て原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(原健三郎君) この際、内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。文部大臣中島源太郎君。

[國務大臣中島源太郎君登壇]

○國務大臣(中島源太郎君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、総合研究大学院大学の新設、短期大学部の併設及び廃止、大学入試センターの所掌事務を改めること等について規定しているものであります。

まず第一は、総合研究大学院大学の新設についてであります。

これは、学部を置かない大学院のみの大学を設置し、国立大学共同利用機関との緊密な連係及び協力のもとに教育研究を実施しようとするもので

あります。

なお、総合研究大学院大学は、本年十月一日に設置し、昭和六十四年度から学生を入学させることとしております。

第二は、短期大学部の併設及び廃止についてであります。

これは、三重大学に同大学医学部附属の専修学校を転換して医療技術短期大学部を併設することとし、また京都工芸織維大学に併設されている工業短期大学部については、これを廃止し、同大

学工芸学部及び織維学部に統合しようとするものであります。

なお、三重大学医療技術短期大学部は、本年十

月一日に開学し、昭和六十四年四月から学生を入学させることとするものであり、京都工芸織維大

学工業短期大学部は、昭和六十四年度から学生募集を停止し、昭和六十五年度限りで廃止することを予定しているものであります。

第三は、大学入試センターの所掌事務を改めることについてであります。

これは、大学入試センターの所掌事務につきまして、国公私立大学が共同して実施する試験に係る業務を行うこととともに、大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を加えようとするものであります。

このほか、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等に係る昭和六十三年度の職員の定員を定めることといたしております。

以上が法律案の趣旨でござります。(拍手)

○國立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。鳩崎謙君。

[鳩崎謙君登壇]

○鳩崎謙君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案に対し、総理並びに文部大臣に質問をいたします。

本法案は、臨時教育審議会の最終答申を受け、その具体化のため今国会に提出されている臨時教育改革推進会議設置法案、教師に初任者研修を義務づけようとする教育公務員特例法の一部改正案、本来平等であるべき教育現場に学歴差を持ち込もうとする教育職員の免許法の一部改正案などを予定しているものであります。

第三は、大学入試センターの所掌事務を改めることについてであります。

これは、大学入試センターの所掌事務につきまして、国公私立大学が共同して実施する試験に係る業務を行なうこととともに、大学に入学を

志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を加えようとするものであります。総理が鳴り物入りで国民の前で演じた臨教審といふ名の舞台演出をそのまま受けて、その教育改革を重要な國の施策として継承なさるつもりですか、お尋ねいたします。

臨教審の四次にわたる答申は、中曾根前総理が現下の教育をめぐる退廃、激しい受験競争に悩む親たちや青少年の教育改革への期待を巧みに利用し、教育を政治権力の安定のための手段として扱われたその手法をよもや受け継がれまいと思うが、いかがですか。教育への政治の介入を禁じ、国家主義の教育から人格の完成を目指す人間教育への転換をしづけた憲法、教育基本法のもので、その精神のとどり教育の改革は進めらるべきであるからであります。教育改革の基本的な対

昭和六十三年四月十四日 衆議院会議録第十五号 国立学校設置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する鷹崎譲君の質疑

六〇〇

応について總理の見解を改めてお聞きします。

臨教審閣連六法案は、実は文部省がかつて既に推進してきた中教審において提案されてきたものとお墨つきをもつて提案されたものにすぎないのです。臨教審は、総理官邸第と文部省とのハゲモニーをめぐる対立の場でありました。結果は、文部省のベースに都合のよい部分だけを答申に基づいて具体化されたと言つてもよいと思します。總理並びに文部大臣は、臨教審の動向並びにその答申についてどう判断されているのか御所見を承りたいと存じます。

本法案は三つの構成部分から成っています。一つは、三重大学に医療技術短期大学の併設、京都芸術維大學の廃止と改組などを提案している部分であります。二つ目は、総合研究大学院大学を新設するための部分であり、この提案は、日本の学術研究体制にかかる新たな試みであります。三つ目は、大学入試センターの所掌事務を改め、悪名高いいわゆる共通一次大学入試にかかる新テストを実施し、従来の国公立大学に加え私立大学をも参加させる仕組みに変えようとして提案されたものであります。この第一と第三の部分は、現行教育法制のもとでは慎重審議を要する内容のものであります。

そこで、総合研究大学院の創設について以下五点についてお尋ねいたします。

しかも大学以外のところに博士課程だけの大学院を設置することは初めての試みであるという点であります。学校教育法によれば、大学は学術の中心とされ、その本来の目的、使命から、当然大学院課程を持つことを想定しており、大学院課程を有しない大学が、学術の中心としては不十分であることを見明らかにしているのであります。つまり、大学院は学部の充実の基礎の上に設置すべきことを明記したのであります。したがって、今回の総合大学院の新設は、学校教育法上の大学、大学院制度から逸脱する新構想大学の一環であり、今後の日本の学術研究体制にとって問題性をはらんでいるものであります。

がる国立大学共同研究機関の基礎の上に大学院を新設しようとしているのですが、このような大学

院は果たして名実ともに研究教育機関たり得るかどうかという点であります。共同研究機関は大学と異なり、特定のテーマによるプロジェクト研究を主としており、大学院学生が一定の期間参加して研究を行うことは有益であり、そのような研究参加は現在も行われております。全く独立した大学院が独自の教育機能を持ち得るかどうか、極めて疑問であります。研究者が完全に自立する前に、共同利用機関のプロジェクト研究に限られた形で従事することは、すぐれた研究者として大成することを阻害するおそれさえあります。急がば回れで、すぐれた研究者は深くて広い教育研究の土壤で育てられるのであります。

第三には、この大学院では共同利用機関は大学院の母体と言わながら、法律上は「緊密な連係及び協力」の関係とされているにすぎず、具体的

には共同利用機関のスタッフが全員大学院のス

臣の御所見を賜りたいと存じます。

タッフとなるのではなくて、一部のスタッフが別個の組織である大学院に併任されるものとされて いる点であります。共同利用機関の教員には教育

今回の総合研究大学院を新設するに当たっては、大学学術関係者の意向に耳を傾け、長期的展望に立った大学院の充実と発展のための計画を作成する。

公務員特例法は完全に適用されず、その不利益処分に関する条項は除外されているのですが、総合大学院は国立大学であるから教特法は完全適用されるということになります。したがって、共同利用機関と総合研究大学院との双方を担当する教員は、教特法上矛盾した地位に置かれる

成することこそ緊急な課題であると思います。一九八〇年以降の我が国の基礎研究の研究費は、昭和五十五年度には研究費全体の一四・五%であったものが、五十九年度一三・六、六十年度一二・九等々と減少の一途をたどっております。また、研究予算、特に大学等に対する政府の投資は、我

ことになります。これはまた、教育公務員特例法上初めてのケースであります。

が国では研究費総額に対し五分の一程度で、先進国中明らかに最低なのであります。これらの現状についての科学技術白書や学術会議の要望などについて、総理並びに文部大臣の所見を承りたい。

院は法律事項でなく政令で措置されることになら
り、どのような大学院が必要かといふ判断は政府
の恣意にゆだねることになります。ただでさえ新
き思つてゐる、たゞやうつをうつるこ

次いで、大学入試センターについて以下の問題
点をただしたいと思います。

構想の大学が、学校教育法上の学術の中心としている既存の大学よりも重視される傾向があるだけに、大学院の格差は広がり、日本の学術体制に大

この改組のねらいは、臨教審の第一次答申を受けて、過去九回にわたって実施してきたいわゆる国公立大の共通一次入試にかわって、私立大学を

きなゆがみをもたらすことになると思ひます。

第五には、この大学院の管理運営上の問題があいまいであるという点であります。学長、副学長、参与会、教授会、研究科委員会、運営審議会など多岐にわたる機関の、どれがどのような役割を持つか不明であります。この大学院は、茨城県、東京都、諒川県、愛知県の四カ所に分散している共同研究機関を基礎とするだけに、本来の教授会を中心とする大学における自治と研究の自由が果たして守られるのかどうか、疑問とせざるを得ないのであります。

以上、五つの問題点について、それぞれ文部大

包含する新テストを昭和六十五年から実施する」とあります。しかし、共通一次をめぐって猫の目のようくなる制度が変わる状況では、大学人や受験生を振り回すだけで、改革にはなりません。昨年は、共通一次試験の前に二次試験の志望校に出願する事前出願制をとったため、延べ十万人が二次試験を受けられない門前払いに遭ったのです。この反省から、今年は共通一次の成績を見たから出願する事後出願に戻ったが、大手予備校は、共通一次が終わると受験生の自己採点の結果を集め、直ちに各大学の合格ライン、二段階選抜の門前払いラインをはじき出しました。その結果、

果、二段階選抜を予告した大学への出願は減少し、門前払いの総数が約一万五千人などとまつたのであります。この結果、まさに私立大学への志願者が大幅に急増したのであります。受験生の動向は、入りたい大学よりも入れる大学へという傾向が強まり、地方の国公立大学よりも有名私立大学という流れが再びはつきりしてきたのであります。

来年の昭和六十四年度入試では、またこれを改め、現行のA、Bグループ分け方式に加え、大学、学部の定員を前期と後期に二分し、前期の合格発表と入学手続〆切り後、後期の試験を実施する分離分割方式、これら二つの方式のいずれを選ぶかは大学に任せるこという併存制を基本としています。この場合、前期の入学手続を済ませた生徒はB日程は受けられなくすることで入学者の一部をあらかじめ確定し、混乱を最小限に防ぎたいといふことを配慮しています。これも、大学格差を隠ぺいしようとする大学側の思惑で、受験生が泣き寝入りするだけです。六十五年度導入の新テストには、どれだけ私大が参加するかが焦点となっていました。この際、私学全体が慎重な姿勢をとる傾向には二つあります。

第一は、国公立と同じ物差しを使うことによる大学院序列化の心配であります。十年前、共通一次がスタートしたとき、私学側は、画一的な国家統制のおそれのある共通試験は、大学本来のあり方から避けるべきだと参加を見送ってきました。実際に、國公立の序列化がますます進行したこととの前に、私大の懸念はむしろ強まっております。第二には、私学経営への影響であります。受験科目などの負担が少しでも軽い大学に流

れる最近の受験生の心理から、私立大学の試験のほかに新テストを課すならば、受験生は逃げてしまうおそれがあるからです。

このように、最近の入試制度の猶の日改革では、高校在中の生徒は将来への方針も立たず、全く不安にさらされているのであります。以上の

ような経過と現状をどう文部大臣は判断されておられるのですが、所見を承りたいのであります。大学入試改革の目的は、大学入試が高校以下の受験競争を過熱させ、学力本位で男女差別や人間不在の教育をはびこらせていくことでなければなりません。この観点に立つとき、共通一次を実施するに当たって、昭和五十二年十一月十六日の第八十二回国会の衆議院文教委員会決議こそが生かされなければならないと思います。

この決議の第一は、共通一次の実施時期の問題であります。学校教育法では、高校は三年とするとしていることにかんがみ、実施時期は第三学年のなるべく遅い時期に実施し、後期中等教育の充実について特に配慮すべきだとしています。新テストは、共通一次よりも早い十二月に実施し、しかも各大学がそれ以前の七月に試験科目を発表することになっております。これでは第三学年の授業計画が立てず、後期中等教育軽視も甚だしいと言わなければなりません。

今次教育改革は、教育の現状を踏まえつつ、時代の進展に対応した創造的で多様な教育の実現を目指すものであると考えております。臨教審答申に基づく教育改革の推進は国民の強く期待するところでありまして、引き続き国政の重要な課題としてその着実な推進に努めてまいり所存であります。

かねて大学、高校関係者等によります協議の場を設け、検討してまいりましたが、今年二月十五日に最終報告が行われたところであります。このテストは、国公私立を通じ、各大学の創意工夫のありますところの多様な利活用を通じて大学入試の改善のより一層の進展に寄与するものであるとおもふように思っております。今後は、この報告に基づきまして、昭和六十五年度入試からの実施をめどに、関係者の理解を得ながら周到かつ適切な準備を推進する考え方であります。

以下に問題は文部大臣からお答えをいたします。〔國務大臣竹下登壇〕

○内閣総理大臣(竹下登壇) まず第一問は、教育改革取り組みの姿勢について、こうしたことあります。

〔内閣総理大臣竹下登壇〕

○内閣総理大臣(竹下登壇) まず第一問は、教育

達度の判定試験とし、国公私立が全部参加できることに努力すべきだとしています。新テストは、到達度と大学への適性能力試験とを同時に判定することになるから、私立大学の参加が危ぶまれているのです。これらの点について文部大臣の御所見を伺います。

以上のように、新テストは、衆議院文教委員会の決議に沿わないばかりか、決議でおそれたとおられるのですが、所見を承りたいのであります。大学入試改革の目的は、大学入試が高校以下の受験競争を過熱させ、学力本位で男女差別や人間不在の教育をはびこらせ、受験競争の激化、人間不在の教育の退廃をするに当たって、昭和五十二年十一月十六日の第八十二回国会の衆議院文教委員会決議こそが生かされなければなりません。この観点に立つとき、共通一次を実施されることになるから、私立大学の御所見を伺います。

この決議の第一は、共通一次の実施時期の問題であります。学校教育法では、高校は三年とするとしていることにかんがみ、実施時期は第三学年のなるべく遅い時期に実施し、後期中等教育の充実について特に配慮すべきだとしています。新テストは、共通一次よりも早い十二月に実施し、しかも各大学がそれ以前の七月に試験科目を発表することになっております。これでは第三学年の授業計画が立てず、後期中等教育軽視も甚だしいとおもふに思っております。今後は、この報告に基づきまして、昭和六十五年度入試からの実施をめどに、関係者の理解を得ながら周到かつ適切な準備を推進する考え方であります。

以下に問題は文部大臣からお答えをいたします。〔國務大臣竹下登壇〕

○内閣総理大臣(竹下登壇) まず第一問は、教育

環境委員会

辞任

石破 茂君

補欠 橋本龍太郎君

森 喜朗君

園田 博之君

中村正三郎君

林 大幹君

新村 勝雄君

大矢 卓史君

岩佐 恵美君

小波 三郎君

鹿野 道彦君

永末 英一君

経塚 幸夫君

林 大幹君

中村正三郎君

石破 茂君

園田 博之君

大矢 卓史君

岩佐 恵美君

小波 三郎君

鹿野 道彦君

橋本龍太郎君

森 喜朗君

新村 勝雄君

大矢 卓史君

岩佐 恵美君

小波 三郎君

鹿野 道彦君

橋本龍太郎君

森 喜朗君

新村 勝雄君

大矢 卓史君

岩佐 恵美君

小波 三郎君

鹿野 道彦君

橋本龍太郎君

森 喜朗君

新村 勝雄君

大矢 卓史君

岩佐 恵美君

小波 三郎君

鹿野 道彦君

橋本龍太郎君

森 喜朗君

新村 勝雄君

大矢 卓史君

岩佐 恵美君

小波 三郎君

鹿野 道彦君

橋本龍太郎君

森 喜朗君

新村 勝雄君

大矢 卓史君

岩佐 恵美君

小波 三郎君

鹿野 道彦君

(議案提出) 一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

案 一、昨十三日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

原子爆弾被爆者等援護法案(田口健二君外十一名提出)

半島振興法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案(戸田菊雄君外五名提出)

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(上坂昇君外三名提出)

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

一、決算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、決算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二日これを承認した。

衆議院議員草川昭三君提出血液製剤によるエイズ感染に関する質問に対する答弁書

日本企業に対する行政指導に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高沢寅男君提出海外に進出している日本企業に対する行政指導に関する質問に対する答弁書

海外に進出している日本企業に対する行政指導に関する質問に対する答弁書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十三年三月二十二日 提出者 高沢寅男

衆議院議長 原健三郎殿

五、國又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

六、國が資本金を出資している法人の会計に関する事項

七、多種分散型国土形成促進法案(内閣提出第七八号) 土地問題等に関する特別委員会付託

一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

(議案送付)

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十三年四月十二日

決算委員長 野中英一

衆議院議長 原健三郎殿

決算委員長 野中英一

衆議院議長 原健三郎殿

業の海外進出の動きが活発化している。その結果、国内においては、「産業空洞化」「雇用機会減少」という深刻な社会問題を引き起こし、同時

いうまでもなく、エイズ患者並びに感染者のプライバシーは守られるべきであるが、同書の記述には、個人を特定できる内容が多く含まれており、患者並びに感染者のプライバシーを侵害している。政府提出のエイズ予防法が、我が国のエイズ患者並びに感染者の大半を占める血友病患者に対する偏見・差別を固定化する恐れ

が強いとの批判がある今日、厚生省が監修をした同書の内容は、エイズ患者並びに感染者のプライバシーにかかる問題の取扱いについて軽率であるとのそりをまぬがれない。以下、同書に掲載された三十例のうち二例の要点をあげる。なお、原文では、○印の箇所に数字が入っている。

① 症例 ○○歳代、男性、日本人、独身。

既往歴

輸血歴、○○歳、○○歳時あり。

現病歴

幼少時より出血傾向があり、昭和○○年(○○歳時)某大学病院にて血友病Aと診断された。○○年○月、○○年○月および○月外傷に際し、第Ⅸ因子製剤計一万一千五百

単位の輸注を受けた。○○年○月○日転倒事故により右耳介後部外傷を受け、容易に治癒しないため○月○日当大学内科を受診した。

初診時所見(昭和○○年○月○日、午前十時)

身長○○○・○四、体重○○・○kg。体温正常。

経過 ○○年○月末より労作時呼吸困難を覚えはじめ、○月初旬三十八度Cを超える発熱と下痢をきたす。○月○日入院。○月○日退院。(この患者が、運動不審のため警察に捕縛された経過等の記述もあるが省略する)○月下旬、再入院。三十八度Cの発熱もあり、両側頸部、左腋窩、両側鼠径部のリンパ節が五個と一回大に腫脹していた。○月○日退院し、現在外来治療により経過良好である。

② 症例 ○○歳、日本人男児、血友病B患者。
既往歴 血友病Bにて乳児期後半より血友病製剤の投与を受けていた。
その他この症例には、患者の口腔カンジタ症を記録するために患者自身の顎から鼻、眼にかけて撮影したカラーの顔写真と、胸部X線写真が挿入されている。

経過 ○○歳、日本人男児、血友病B患者。
昭和○○年○月、発熱・頸部リンパ節腫脹・全身に及ぶ非定形紅斑の出現を約一週の経過で認めた。昭和○○年○月○日、発熱・下痢が出現。○月○日には一時軽快したが、○月○日より再び発熱し持続した。同時に十七分の体重減少を認め、○月○日某病院に入院となつた。○月○日、某病院を退院となつたが、○月○日、発熱、嘔吐、多呼吸が出現し、当院に入院となつた。
昭和○○年○月家族全員に対して行つたHIV抗体検索は、すべて陰性であった。○月中旬より患儿および家族の希望を取り入れ、状態の許す限り外泊を許可したが、○

月○日、鼻翼呼吸、意識障害が出現し、胸部X線写真にて肺門部を中心とする斑状陰影を認めた。各種薬剤投与を行ふも改善は得られず、○月○日死亡した。死亡時、身長○○○四、体重は○○kgと健康時に比し三十一%の体重減少があり、るい瘦は著明に全身に及んでいた。

以上二つの例から明らかなように、入退院や死亡等の日付が烹明に記されており、これを知人、関係者がみれば人物を特定できるし、写真が掲載されれば人物を特定できる。藤本厚生大臣は予算委員会第四分科会の私の質問

に対し、「患者、感染者のプライバシー、人権を守る、これは大きな柱であるわけござりますので、そういう点については十分に配慮が行き届くよう私も考えてまいりたい」と答弁したが、厚生省監修で市販されている同書の内容は明らかに患者、感染者に対する人権上の配慮が欠けていると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 三月二十九日付の毎日新聞によると、産業医科大学の坂本久浩輸血部副部長の研究で、市販されているグロブリン製剤の大半がエイズと梅毒の陽性反応を示し、しかも投与された患者も感染はないものの、一時的にエイズ、梅毒の抗体反応で陽性になつたという。政府はこの事実について何らかの対策を取るべきと考えるがどうか。また、イギリスではエイズ抗体陽性のグロブリンは販売を禁止しているが、日本でも回収措置を取るべきと考えるがどうか。併せて見解を求める。

内閣衆質一一二第二一号
昭和六十三年四月十二日
内閣総理大臣 竹下 登
衆議院議長 原 健三郎殿
衆議院議員草川昭三君提出血液製剤によるエイズ感染に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員草川昭三君提出血液製剤による

エイズ感染に関する質問に対する答弁書

一について
ウイルスが混入した血液製剤の投与による

エイズ感染は、当該製剤の本来の薬理作用に基づく有害な反応ではないので、医薬品の副作用とは解していない。

二について
エイズに関する研究発表に際しては、その内容及び方法において、プライバシー等の人権に配慮することが必要であり、御指摘のケースに

メーカーでは既にグロブリンの加熱処理化を実現させていると聞くが、この際早く承認をすべきではないか。政府の見解を具体的に示されたい。

未知のウイルスが混入する恐れがある。一部の

三について

御指摘の書物は、エイズについての臨床例が少ない我が国において、医療従事者を対象にして症例についての具体的な情報を提供することがエイズの診断を円滑に進める上で極めて重要なことから編集されたものであるが、その記載については、氏名、住所ばかりでなく、病院名、地域名も伏せられており、人権について十分配慮されていると考える。

四について

御指摘のグローブリン製剤による一時的な抗体陽性反応については、当該グローブリン製剤の安全性に問題がないことから回収措置を採る必要はないものと考えている。

なお、この問題については、医師に対し必要な情報が提供されるよう努力してまいりたい。

五について

加熱処理をするなどウイルスの不活性化効率をより高めた血液製剤については、審査を迅速に行うこととしている。

(答弁: 通知書受領)

一、去る十一日、内閣から衆議院議員竹内猛君提出の内閣漁場整備開発事業の実施に当たつての構造設計指針に定められたコンクリートの抗張力強度に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和六十三年四月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

三について

御指摘の書物は、エイズについての臨床例が少ない我が国において、医療従事者を対象にして症例についての具体的な情報を提供すること

する特別措置法の一部を改正する法律案

右

昭和六十三年一月九日

内閣総理大臣 竹下 登

国会に提出する。

影響を及ぼすおそれがあるものが生じていると認められる場合において、当該相当数の事業所に含まれる事業所であること。

四

内外の経済的事情の著しい変化により、が生じていると認められる業種に係る事業所であること。

第八条を次のように改める。
(特例事業所の事業主の作成する失業の予防のための措置に関する計画)

五

第八条 特例事業所の事業主は、第二条第一項第四号の認定に係る事業規模の縮小等を行おうとするときは、労働省令で定めるところにより、当該特例事業所に雇用する労働者について講じようとする失業の予防のための措置に関する計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該計画を変更したときも、同様とする。

六

第六条第二項及び第四項の規定は、前項に規定する計画を作成し、又は変更する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第八条第一項」と読み替えるものとする。

七

第三章の章名中「助成及び援助」を「措置」に改める。

八

第九条に見出ことして「(失業の予防、雇用機会の増大等のための助成及び援助)」を付し、同条第一項中「事業所」の下に「若しくは特例事業所」を加え、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「により再就職援助等計画」に改め、同条第一項中「関し」、「計画等」に改める。

九

第六条の前の見出し中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、同条第一項中「関し」、「計画等」に改める。

十

第九条に見出ことして「(失業の予防、雇用機会の増大等のための助成及び援助)」を付し、同条第一項中「事業所」の下に「若しくは特例事業所」を加え、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「により再就職援助等計画」に改め、同条第一項中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、同条第四項中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、同条第二項及び第三項中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、第七条中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改める。

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特例不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和六十三年一月九日

内閣総理大臣 竹下 登

特例不況業種に属する事業分野における事業活動及び雇用に関する状況に準ずる状況が生じていると認められる業種に係る事業所であること。

第八条を次のように改める。
(特例事業所の事業主の作成する失業の予防のための措置に関する計画)

九

第八条 特例事業所の事業主は、第二条第一項第四号の認定に係る事業規模の縮小等を行おうとするときは、労働省令で定めるところにより、当該特例事業所に雇用する労働者について講じようとする失業の予防のための措置に関する計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該計画を変更したときも、同様とする。

十

第六条第二項及び第四項の規定は、前項に規定する計画を作成し、又は変更する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第八条第一項」と読み替えるものとする。

十一

第三章の章名中「助成及び援助」を「措置」に改める。

十二

第六条に見出ことして「(失業の予防、雇用機会の増大等のための助成及び援助)」を付し、同条第一項中「事業所」の下に「若しくは特例事業所」を加え、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「により再就職援助等計画」に改め、同条第一項中「関し」、「計画等」に改める。

十三

第六条の前の見出し中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、同条第一項中「関し」、「計画等」に改める。

十四

第六条に見出ことして「(失業の予防、雇用機会の増大等のための助成及び援助)」を付し、同条第一項中「事業所」の下に「若しくは特例事業所」を加え、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「により再就職援助等計画」に改め、同条第一項中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改め、第七条中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改める。

第十一条を次のように改める。

(特定不況業種事業主等が雇用する労働者に対する職業訓練)

第十一条 国及び雇用促進事業団は、前条第一項に規定する教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うよう努めるものとする。

第十二条の見出しを「(特定不況業種離職者に対する職業訓練)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第一項の規定は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずる場合について準用する。

第十三条第一項中「再就職援助等計画」を「雇用維持等計画」に改める。

第十四条第一項中「(他の事業主から委託を受けた、当該他の事業主の行う事業に関し、製造、修理その他の行為を業として行う者で労働省令で定めるものをいう。第二号及び次項において同じ。)が、当該他の事業主の行う当該委託に係る事業の属する業種が特定不況業種として指定された日前に、当該を「が、第二条第一項第二号に規定する委託を受けて業として行われる」に改め、同項第一号中「指定の」を「関連下請事業主に係る特定不況業種に属する事業の事業主の行う当該事業の属する業種が特定不況業種として指定された」に改める。

第十九条、第二十条及び第二十一条第一項の規定中「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

する特別措置法」を「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

附則第十条中「昭和六十三年六月三十日」を「昭和七十年六月三十日」に改める。

附 則

第一条 この法律は、昭和六十三年七月一日から施行する。ただし、附則第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)前に離職したこの法律による改正前の特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(以下「旧法」という。)第二条第一項第三号に規定する特定不況業種離職者に対する旧法第十三条第一項に規定する特定不況業種離職者求職手帳(次項において「手帳」という。)の発給については、なお従前の例による。

2 施行日以後に離職した旧法第二条第一項第三号に規定する特定不況業種離職者であつて、この法律の施行の際現に旧法第六条第三項又は第七条第一項の規定により認定されている再就職援助等計画に含まれているものに対する手帳の発給については、なお従前の例による。

(船員保険法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

一 船員保険法(昭和十四年法律第十七号)第一三三条ノ十二ノ三第一項第一号イ

二 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第二十号の十一

三 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十二条の二第一項第一号イ

四 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)附則第二項

五 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十号)第四条第五十一号及び第十条第一項

特定不況業種に係る事業所以外の事業所のうち、事業規模の縮小等に伴い相当数の労働者が離職等を余儀なくされるおそれがあると労働大臣が認定した事業所を、特例事業所として本法の失業の予防措置の対象とするとともに、下請事業主の範囲を拡大するものとすること。

2 特定不況業種事業主の作成する再就職援助等計画を、雇用の維持及び再就職の援助のための措置に関する計画、すなわち雇用維持等計画とするとともに、特例事業所の事業主は、失業の予防のための措置に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けることができるものとする。

3 事業の転換による雇用機会の確保等関係労働者の失業の予防に特に資すると認められる措置を講ずる事業主について、雇用保険法の雇用安定事業として特別の措置を講ずるとともに、事業主が在職者の職業の転換のために必要な教育訓練を円滑に実施できるようになるため、職業訓練の実施について特別の措置を講ずるものとする。

4 法の廃止期限を七年延長し、昭和七十年六月三十日までとするものとする。

5 この法律は、昭和六十三年七月一日から施行するものとする。ただし、4については、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

構造的不況業種における厳しい雇用失業情勢及び今後の産業構造の転換等に伴う雇用問題の発生に対処するため、法の廃止期限の延長及び失業の予防対策の充実等を図ることは、時宜に

1 法律の題名を「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改め、

右
国会に提出する。

昭和六十三年三月四日

内閣総理大臣 竹下 登

核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めるの件

核物質の防護に関する条約の締結について、日本憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、平和的目的に使用される核物質であつて国際輸送中のものについて防護の措置をとることを義務付けるとともに、核物質に関する犯罪行為の処罰のための国際的な協力体制を設けることを内容とするものである。我が国がこの条約を締結することは、核物質の不法な取得及び使用を防止するための国際協力に積極的に貢献すると見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとしたしたい。これが、この事件を提出する理由である。

核物質の防護に関する条約

この条約の締約国は、
平和的目的のために原子力を開発し及び応用するすべての国の権利並びに原子力の平和的応用から得られる潜在的な利益に対するすべての国の正当な権利を認め、
原子力の平和的応用における国際協力を促進す

ることが必要であることを確信し、
核物質の不法な取得及び使用がもたらす潜在的な危険を回避することを希望し、
核物質に関する犯罪は重大な関心事であることを並びにこのような犯罪の防止、発見及び処罰を確保するための適当かつ効果的な措置を緊急にとる

各締約国の国内法及びこの条約に従つて核物質の防護のための効果的な措置を定めるため国際協

必要があることを確信し、
核物質に関する犯罪は重大な関心事であることを並びにこのような犯罪の防止、発見及び処罰を確

保するための適当かつ効果的な措置を緊急にとる

必要があることを確信し、
核物質の防護のための効果的な措置を定めるため国際協

必要があることを確認し、
核物質の防護のための効果的な措置を定めるため国際協

ランであつて、同位元素ウラン一二三八に対す
るこれらの二同位元素の合計の含有率が、天
然ウランにおける同位元素ウラン一二三八に対
する同位元素ウラン一二三五の率より大きいも
のをいう。

(c) 「国際核物質輸送」とは、最初の積込みが行
われる国の領域外への核物質の運送（輸送手
段のいかんを問わない）であつて、当該国内
の荷送人の施設からの出発をもつて開始し最
終仕向国内の荷受人の施設への到着をもつて
終了するものをいう。

第四条

1 締約国は、国際核物質輸送中の核物質が附属
書一に定める水準で防護される保証を得られな
い限り、核物質を輸出し又はその輸出を許可し
てはならない。

2 締約国は、国際核物質輸送中の核物質が附属
書一に定める水準で防護される保証を得られな
い限り、この条約の非締約国から核物質を輸入
し又はその輸入を許可してはならない。

第二条

1 この条約は、平和的目的のために使用される
核物質であつて、国際核物質輸送中のものにつ
いて適用する。

2 この条約は、次条、第四条及び第五条の規
定を除くほか、平和的目的のために使用される
核物質であつて、国内において使用され、貯蔵
され又は輸送されるものについても適用する。

3 平和的目的のために使用される核物質であつ
て国内において使用され、貯蔵され又は輸送さ
れるものに關し締約国がこの条約（次条、第四
条及び第五条を除く。）により明示的に負う義
務を除くほか、この条約のいかなる規定も、當
該核物質の国内における使用、貯蔵及び輸送に
關する當該締約国の主権的権利に影響を及ぼす
ものと解してはならない。

4 締約国は、国内のある地点から他の地点まで
国際的な水域又は空間を通過して輸送される核
物質について、附屬書一に定める防護の水準を
自國の国内法の枠内で適用する。

5 1から3までの規定に従い核物質が附屬書一
に定める水準で防護される保証を取得すべき責
任を負う締約国は、核物質が陸地若しくは内水
を通過し又は空港若しくは海港に入ることが予
定される國を事前に明らかにし、これに通報す
ることができる。

6 1の保証を取得すべき責任は、合意によつ
て、輸入国として輸送に關係する締約国に負わ
せることができる。

		7 この条のいかなる規定も、国の領域（領空及び領海を含む。）に対する主権及び管轄権に影響を及ぼすものと解してはならない。	
		第五条	
1 締約国は、核物質を防護する責任並びに核物質が許可を受けることなく移動され、使用され若しくは変更された場合又はそのおそれが認められる場合に回収及び対応活動を調整する責任を有する自國の中央当局及び連絡上の当局を明らかにし、直接に又は国際原子力機関を通じて相互に通知する。		2 核物質が窃取され、強取され若しくはその他の方法で不法に取得された場合又はそのおそれが認められる場合には、締約国は、自國の国内法に従い、要請する国に対し、当該核物質の回収及び防護について可能な最大限度において協力及び援助するものとし、特に次のことを行う。	
(a) 締約国は、核物質が窃取され、強取され若しくはその他の方法で不法に取得されたこと又是そのおそれが認められることについて、関係すると認める他の国にできる限り速やかに通報し及び適切な場合には国際機関に通報するため、適切な措置をとる。		(b) 関係する締約国は、適切な場合には、危険にさらされた核物質を防護し、輸送容器及びコンテナーの健全性を確認し又は不法に取得された核物質を回収することを目的として相互に又は国際機関と情報を交換し、また、次のことを行う。	
(i) 外交上の経路その他の合意された経路を通じて、それぞれの活動を調整すること。		3 3 施手段を決定する。	
		4 4 前記の事態の結果として取得され又は紛失して、いた核物質の返還を確保すること。	
		締約国は、この2に規定する協力の実施手段を決定する。	
		5 5 関係する締約国は、この2に規定する協力の実施手段を決定する。	
		6 6 第六条	
1 1 締約国は、他の締約国からこの条約に基づき、又はこの条約の実施のために行われる活動に参加することにより、秘密のものとして受領する情報の秘密性を保護するため、自國の国内法に適合する範囲内で適切な措置をとる。締約国は、国際機関に対し情報を秘密のものとして提供する場合には、当該情報の秘密性が保護されるることを確保するため、措置をとる。		2 2 締約国は、1の犯罪について、その重大性を考慮した適切な刑罰を科すことができるようとする。	
		7 7 第八条	
1 1 締約国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自國の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。		8 8 第九条	
(a) 犯罪が自國の領域内又は自國において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合		容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当な遅滞することなく、自國の法令による手続を通じて訴追のため自國の権限のある當局に事件を付託する。	
(b) 容疑者が自國の国民である場合		9 9 第十条	
1 1 第七条に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪引渡し条約における引渡し犯罪とみなされる。		容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当な遅滞することなく、自國の法令による手続を通じて訴追のため自國の権限のある當局に事件を付託する。	
2 2 締約国は、容疑者が自國の領域内に所在し、かつ、自國が1のいずれの締約国に対しても第十二条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条に定める犯罪についての自國の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。		10 10 第十一条	
3 3 この条約は、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除するものではない。		容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当な遅滞することなく、自國の法令による手続を通じて訴追のため自國の権限のある當局に事件を付託する。	
		11 11 第十二条	
4 4 1及び2の締約国のはか、国際核物質輸送における輸出国又は輸入国である締約国は、国際核物質の防護に関する条約の締結について承認を求める件及び同報告書		締約国は、自國との間に犯罪人引渡しの条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を第七条に定めた条件にこの条約を、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除するものではない。	

3 条約の存在を犯人引渡しの条件としない締約国は、犯人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、第七条に定める犯罪を引渡し犯罪と認める。

4 第七条に定める犯罪は、締約国間の犯人引渡しに関しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、第八条の規定に従つて裁判権を設定しなければならない締約国領域内においても行われたものとみなされる。

第十二条
何人も、自己につき第七条に定める犯罪のいずれかに閑して訴訟手続がとられている場合には、そのすべての段階において公正な取扱いを保障される。

第十三条
1 締約国は、第七条に定める犯罪についてとられる刑事訴訟手続に関し、相互に最大限の援助（当該訴訟手続に必要であり、かつ、自國が提供することができる証拠の提供を含む。）を与える。この場合において、援助を要請された締約国の方令が適用される。

2 1の規定は、刑事問題に関する相互援助を全面的又は部分的に定める現行の又は将来締結される二国間又は多数国間の他の条約に基づく義務に影響を及ぼすものではない。

第十四条
1 締約国は、この条約を実施する自國の法令を寄託者に通報する。寄託者は、当該情報をすべての締約国に定期的に伝達する。

2 容疑者を訴追した締約国は、実行可能な場合には、まず、訴訟手続の確定的な結果を直接の関係国に通報する。当該締約国は、また、当該確定的な結果を寄託者に通報するものとし、寄託者は、すべての国にこれを伝達する。

3 この条約のいかなる規定も、平和的目的のために使用される核物質であつて、国内において

使用され、貯蔵され又は輸送されるものに関して犯罪が行われた場合において、容疑者及び核物質が当該犯罪の行われた締約国領域内に引き続き所在するときは、当該締約国に対し当該犯罪の刑事訴訟手続に関する情報の提供を要求するものと解してはならない。

第十五条
この条約の附屬書は、この条約の不可分の一部を成す。

第十六条
1 寄託者は、この条約の効力発生の五年後に、この条約の実施状況並びにその時の状況に照らしてこの条約の前文、本文及び附屬書の妥当性を検討するため、締約国の会議を招集する。

2 その後は、締約国の過半数による寄託者に対する提案に基づき、五年以上の間隔を置いて1年に規定する会議と同様の目的を有する会議を更に招集することができる。

第十七条

1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、当該締約国は、交渉又はすべての紛争当事国が受け入れることができるものと規定する他の平和的紛争解決手段により紛争を解決するため、協議する。

2 1に規定する紛争であつて1に定めるところによつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため仲裁又は国際司法裁判所に付託する。紛争が仲裁に付託される場合において、要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意しておらず、当該機関が主権国家によつて構成され、かつ、この条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

(b) (a)に規定する機関は、その権限の範囲内の事項に関し、当該機関のために、この条約により締約国に帰せられる権利を行使し、及び責任を果たす。

(c) 当該機関は、この条約の締約国となる際司法院裁判所長又は国際連合事務総長に対し、一人又は二人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。

(d) 当該機関は、その加盟国が有する投票権のほか、いかなる投票権も有しない。

3 締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の際に、2に定める紛争解決手続の一方又は双方に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において、2に定める当該紛争解決手続に拘束されない。

4 3の規定に基づいて留保を付した締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十八条
1 この条約は、千九百八十年三月三日からその効力発生までの期間、ウェーリンにある国際原子力機関本部及びニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、署名国によつて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3 この条約は、その効力発生の後、すべての国による加入のために開放しておく。

第十九条

1 締約国は、第十六条の規定の適用を妨げることなく、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し直ちに送付する。締約国が過半数が寄託者に対する改正案の審議のための会議の招集を要請した場合に、寄託者は、当該会議に出席するようすべての締約国を招請するものとし、当該会議は、招請状の発送から三十日以後に開催される。寄託者は、この会議においてすべての締約国が三分の二以上の多数による議決で採択された改正をすべての締約国に対し速やかに送付する。

2 改正は、その批准書、受諾書又は承認書を寄託した締約国について、締約国の三分の二が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。その後は、改正は、その批准書、受諾書又は承認書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の日に効力を生ずる。

第三十一条

1 締約国は、寄託者に対して書面による通告を行つことにより、この条約を廃棄することができる。

2 かかる、いかなる投票権も有しない。

2	廃棄は、寄託者が1の通告を受領した日以後百八十日で効力を生ずる。
第二十二条	寄託者は、すべての国に対し、次の事項を速やかに通報する。
(a)	この条約の署名
(b)	批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
(c)	第十七条の規定に基づく留保又はその撤回
(d)	第十八条4(c)の規定に基づいて機関が行う
(e)	前条の規定に基づく廃棄
(f)	この条約の改正の効力発生
(g)	前条の規定に基づく廃棄
第二十三条	アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際原子力機関事務局長に寄託する。同事務局長は、その認証原本をすべての国に送付する。

2	の入口を有する物理的障壁によつて囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。
(c)	第一群の核物質の貯蔵に当たつては、第二群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制において、信頼性の確認された者に出入が許可なしに出入が行われること若しくは許可なしに核物質が持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。)
(a)	国際輸送中の核物質の防護の水準には、次のことを含む。
(b)	第二群及び第三群の核物質の輸送に当たつては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに輸出国及び輸入国それぞれの管轄権及び規制に服する自然人又は法人の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記しれたものを含む。)の下に行うこと。
(b)	第一群の核物質の輸送に当たつては、第二群及び第三群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な關係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。

核物質	形態	第一群	第二群	第三群(注c)
1 ブルトニウム(注a)	未照射(注b)	二キログラム	五〇〇グラムを超える	一五グラムを超えて五〇〇グラム以下
2 五ウラン二三	未照射(注b)	二キログラム	五〇〇グラム未満	一五グラムを超えて五〇〇グラム以下
3 ウラン二三	未照射(注b)	五キログラム以上	五キログラム未満	一キログラムを超えて一五グラム以下
4 照射済燃料	未照射(注b)	一〇キログラム以上	一〇キログラム未満	一キログラムを超えて一〇キログラム未満
	未照射(注b)	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン
	以上	五キログラム未満	五キログラム未満	一五グラムを超えて一五グラム未満
	二キログラム	一〇キログラム以上	一〇キログラム未満	一キログラムを超えて一〇キログラム未満
	二五〇グラム未満(注d、注e)	一キログラム未満	一キログラム未満	一キログラム未満
	一五グラム以下	一五グラム未満	一五グラム未満	一五グラム未満

注a すべてのブルトニウム(ブルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるブルトニウムを除く。)

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラド以下の下であるもの。

注c 第三群に掲げる量未満のもの及び天然ウランは、管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。

注d 第一群についての防護の水準が望ましいが、いずれの国も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注e 他の燃料であつて、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラドを超える時は、防護の水準を一群下げることができる。

昭和六十三年四月十四日 衆議院会議録第十五号

核物質の防護に関する条約の締結について承認を求める件及び同報告書

附屬書I 附屬書II 附屬書III に区分する核物質の国際輸送において適用される防護の水準には、次のこととを含む。

(a) 第三群の核物質の貯蔵に当たつては、出入が規制されている区域内において行うこと。

(b) 第二群の核物質の貯蔵に当たつては、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数

昭和六十三年四月十四日 衆議院会議録第十五号

核物質の防護に関する条約の締結について承認を求める件に関する報告書

核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法

六一四

核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

原子力の平和的利用の進展に伴い、ブルトン等の核物質の取扱量及び国際輸送量は近年増大している。このため、核物質の不法な取得及び使用の危険性も高まり、かかる行為から核物質を防護するための国際協力の必要性が関係各国において強く認識されるようになった。

こうした背景の下で、米国は、昭和四十九年の第二十九回国際連合総会において、核物質の盗取等からの防護を強化するため、国際協定の作成を提唱し、また、昭和五十年の核兵器の不拡散に関する条約の再検討会議及び国際原子力機関総会においても、核物質の防護に関する国際協力の重要性が確認された。

これらを受けて、国際原子力機関は、昭和五十年十月から核物質の防護に関する条約案作成のための政府間会議を開催し、昭和五十四年十月二十六日、第四回国会議において本条約が採択された。

本条約は、核物質を不法な取得及び使用から守ることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- この条約は、平和的目的のために使用される核物質であつて、国際輸送中の核物質について適用し、一部の規定は、国内において使用、貯蔵又は輸送されるものについても適用すること。
- 締約国は、国際輸送中の核物質が、自國の領域内又は自國の管轄下の船舶若しくは航空

機内にある場合に附属書一に定める水準で防護されることを確保するため、自国の国内法の枠内で、かつ、国際法に適合する範囲内で適当な措置をとること。

3 締約国は、国際輸送中の核物質が附属書一に定める水準で防護される保証を得られない限り、核物質の輸出及び非締約国からの輸入を認めてはならず、また、非締約国間で輸入中の核物質が自国の領域を通過することを認めてもはならないこと。

4 締約国は、核物質が不法に取得された場合又はそのおそれが認められる場合には、関係する国及び国際機関に速やかに通報するとともに活動を調整すること。

5 核物質の窃取その他の不法な取得、その不法な使用、核物質を用いての脅迫及び強要等の核物質に関連する一定の行為をその未遂及び加担行為とともに犯罪とし、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようになること。

6 締約国は、犯罪が自国の領域内で又は自國において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合及び容疑者が自国の国民である場合に自国の裁判権を設定するため、必要な措置を取ること。また、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ当該容疑者を犯罪人引渡しの規定があるにもかかわらず、いずれの国に対しても引き渡さない場合には、自国の裁判権を設定するため、必要な措置を取ること。

昭和六十三年四月十三日
衆議院議長 原 健三郎殿
外務委員長 稲山英太郎
内閣総理大臣 竹下 登

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律
案

右
国会に提出する。

昭和六十三年一月五日

内閣総理大臣 竹下 登

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律
案

第三十二条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 機構は、第一項の規定による郵政大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を主たる事務所に備えて置かなければならない。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第三十三条の二 機構は、その所有に係る放送衛星についての第二十八条第一項に規定する業務のうち第五条第三項の規定により衛星所有資金に充てるべきものとしてされた出資に係るものに係る経理(当該所有に係る部分に限る。)については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「衛星所有勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

7 この条約に定める犯罪は締約国間の現行の通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「固定地点からの」及び「固定地点へ」を削り、「搭載する人工衛星」を「搭載する人

なお、本条約は、昭和六十二年二月八日に効力を生じており、我が国については、加入書をて搭載するものに限る。)に改める。

地點へその再送信を行うための無線設備を主として搭載するものに限る。)に改める。

第五条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、機構の所有(他人と共同してするものに限る。以下この項及び

第三十三条の二において同じ。)に係る放送衛星についての第二十八条第一項に規定する業務に必要な資金(当該所有に係る機構が負担すべき部分に限る。第三十三条の二において「衛星所有資金」という。)又はその他の必要な資金のそぞれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

第二十一条第一項本文を次のように改める。

理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第三十二条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 機構は、第一項の規定による郵政大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を主たる事務所に備えて置かなければならない。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第三十三条の二 機構は、その所有に係る放送衛星についての第二十八条第一項に規定する業務のうち第五条第三項の規定により衛星所有資金に充てるべきものとしてされた出資に係るものに係る経理(当該所有に係る部分に限る。)については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「衛星所有勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

7 この条約に定める犯罪は締約国間の現行の通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「固定地点からの」及び「固定地点へ」を削り、「搭載する人工衛星」を「搭載する人

第三十四条第一項中「残余の額」の下に「(衛星所

有勘定においては、残余の額のうち政令で定める

基準により計算した額)」を加え、同条に次の二項を加える。
 3 機構は、衛星所有勘定において、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第二項中「出資者原簿には」の下に「衛星所有勘定に係る出資及びその他の一般の勘定(以下「一般勘定」という。)に係る出資」として加える。

第四十二条第一項中「これを」を「当該残余財産の額のうち、衛星所有勘定に属する額に相当する額については国庫に納付し、一般勘定に属する額に相当する額については当該勘定に係る」に改め、同条第二項中「規定により」の下に「一般勘定に係る」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第二条第一号、第二十一条第一項及び第三十二条の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この法律の施行前に通信・放送衛星機構に対してされた出資は、改正後の通信・放送衛星機構第五条第三項に規定するその他の必要な資金に充てるべきものとしてされた出資とみなす。

3 第二十二条第一項の改正規定の施行の際現に通信・放送衛星機構の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

4 第二条第一号の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における無線通信技術の進歩に対応して、宇宙における無線通信の普及発達等を図るため、通信・放送衛星機構が産業投資特別会計の出資を受けて行う業務等に関して所要の規定の整備を行いつつ、あわせて、同機構の役員の任期を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、最近における無線通信技術の進歩に対応して、宇宙における無線通信の普及発達等を図るために係る経理(当該所有に係る部分に限る。)について、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理することとし、この勘定において利益を生じたときは、政令で定めるところにより、これを国庫に納付するものとすること。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第二条第一号、第二十一条第一項及び第三十二条の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に通信・放送衛星機構に対してされた出資は、改正後の通信・放送衛星機

構第五条第三項に規定するその他の必要な資金に充てるべきものとしてされた出資とみなす。

属する設備のみを搭載する人工衛星(固定地点からの無線通信を受信して固定地点へその再送信を行うための無線設備を主として搭載するものに限る。)で放送衛星以外のものとする。

3 本案施行に要する経費は、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

4 なお、本案に対する附帯決議をもと議決した次第である。

5 本案施行に要する経費は、通信・放送衛星機構の事業資金として、昭和六十三年度産業投資特別会計予算に同機構への出資二〇億円が計上されている。

三 本 案

施行に要する経費

通信・放送衛星機構の事業資金として、昭和六十三年度産業投資特別会計予算に同機構への出資二〇億円が計上されている。

昭和六十三年四月十三日
通信委員長 塚原 俊平
衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行すること。ただし、機構の役員の任期についての改正規定等は、公布の日から施行すること。

政府は、本法の施行に当たり、次の各項に留意して、その実施に努めるべきである。

1 ハイビジョンの普及発達を図るなど衛星放送の普及を促進するため積極的な助成措置を講じ、放送サービスの高度化・多様化の実現による国民の福祉の増進に資すること。

2 通信衛星・放送衛星の信頼性の向上のため、技術基盤の一層の強化を図ること。

3 到來する本格的宇宙通信時代に対応するため、通信・放送衛星機構の経営基盤の一層の安定化を図ること。

1 定義関係
通信衛星の定義を、無線通信を受信してその再送信を行うための無線設備及びこれに附

昭和六十三年四月十四日 衆議院会議録第十五号

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する法律案及び同報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する法律案及び同報告書

六一六

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和六十三年三月十五日

内閣総理大臣 竹下 登

名 称	位 置	管 轄 区 域
豊橋自動車検査登録事務所	愛知県豊橋市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、北設楽郡のうち設楽町、東栄町、豊根村、富山村及び津具村、南設楽郡、宝飯郡、渥美郡

理由
愛知県の東三河地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、愛知県豊橋市に、中部運輸局愛知陸運支局豊橋自動車検査登録事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

昭和六十三年四月十三日

運輸委員長 関谷 勝嗣

本件は、愛知県の東三河地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するた

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所を設置する必要があるので、別紙とのおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所を設置する必要があるので、別紙とのおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和六十三年二月九日
内閣総理大臣 竹下 登

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和六十三年二月九日
内閣総理大臣 竹下 登

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和六十三年二月九日
内閣総理大臣 竹下 登

整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)」を「社会資本整備特別措置法」に改める。
(地域振興整備公団法の一部改正)
第九条 国は、当分の間、公団に対し、第十九条第一項第一号へに掲げる公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備(委託により行うものと除く。)に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てられる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。
附則第九条は次のよう改める。

整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)」を「社会資本整備特別措置法」に改める。
(地域振興整備公団法の一部改正)
第九条 国は、当分の間、公団に対し、第十九条第一項第一号へに掲げる公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備(委託により行うものと除く。)に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てられる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。
附則第九条は次のよう改める。

第一条 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
附則第二十四条の次に次の二条を加える。
(国の無利子貸付け)
第二十四条の二 国は、当分の間、公団に対し、第二十九条第一項第四号イに掲げる公共の用に供する施設(同号イに規定する宅地の造成と併せて整備されるものに限る。)で政令で定めるものの整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会资本整備特別措置法」という。)第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てられる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。
第二条 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。
第三条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第三百二十四号)の一部を次のように改正する。
附則第九条から第十一項までを次のように改める。

第三条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第三百二十四号)の一部を次のように改正する。
附則第九条から第十一項までを次のように改める。

(国の無利子貸付け)
3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

9 国は、当分の間、地方公社に対し、地方公社が行う宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設で政令で定めるもの

整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

10 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

11 前項に定めるもののほか、附則第九項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定めること。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一
部改正）

第四条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十一号）の一部を次のよう
うに改正する。

附則第十四条第一項第一号中「公共施設」を
「道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施
設その他の公共の用に供する施設」と改め、「昭
和六十二年法律第八十六号」の下に「以下「社
会資本整備特別措置法」という。」を加え、同項
第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え
る。

附則第十五条第一項中「前条第一項第一号」の
下に「及び第二号」を、「道路」の下に「河川、
砂防設備又は地すべり防止施設」を加える。
(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改
正)

第五条 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭
和四十一年法律第二十号）の一部を次のように
改正する。

第二条第四項中「元金均等半年賦償還」を「均
等半年賦償還」に改める。

附則第二項中「附則第十四条第一項第一号」の
下に「及び第二号」を加える。

附則第四項中「附則第二項」の下に「及び第三
項」を加え、同項を附則第五項とする。

附則第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項
を附則第四項とする。

附則第一項の次に次の一項を加える。

3 國は、當分の間、住宅・都市整備公団、地
域振興整備公団又は地方住宅供給公社に対
して、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百
十九号）による土地区画整理事業（都市計画
事業として施行されるものに限る。）として
行われる前号に規定する公共の用に供する
施設で都市計画において定められたものの
整備に関する事業のうち、社会資本整備特
別措置法第一条第一号に該当するも

のであつて政令で定めるものを施行する土
地区画整理組合に対し、当該事業の施行に
要する費用に充てる資金の一部を無利子で
貸し付けること。

附則第十四条第二項中「附則第十四条第一項
第一号」の下に「及び第二号」を加え、同條第三
項中「第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え
る。

附則第十五条第一項中「前条第一項第一号」の
下に「及び第二号」を、「道路」の下に「河川、
砂防設備又は地すべり防止施設」を加える。
(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改
正)

第六条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百
十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条項中「附則第二項から第六項まで」
を「附則第五項から第九項まで」に、「附則第七
項及び第八項」を「附則第十項及び第十一項」に
改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十一項中「附則第四項から第六項まで」
を「附則第七項から第九項まで」に改め、同項を
附則第七項とする。

附則第十四項中「附則第三項」を「附則第六項」に
改め、同項を附則第十三項とする。

附則第九項中「附則第二項」を「附則第五項」に
改め、同項を附則第十一項とする。

附則第八項中「附則第二項から第六項まで」を
「附則第五項から第九項まで」に改め、同項を附
則第十一項とする。

附則第七項中「附則第二項」を「附則第五項」に
改め、同項を附則第十項とする。

3 前項の國の貸付金の償還期間は、二十年
(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定
による貸付金の償還方法は、政令で定める。
（施行期日）

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行
する。

2 道路整備特別会計法の一部改正

附則第六項を附則第九項とし、附則第三項から第五項までを三項ずつ繰り下げ、附則第二項
十五号の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「土地区画整理法（昭和二十九
年法律第百十九号）附則第二項から第五項まで」
を「土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九
号）附則第二項若しくは第五項から第八項まで」
に、「土地区画整理法附則第二項から第五項ま

で「土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第八項まで又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項」に改める。

る。

附則第十六項から第十八項までの規定中「附則第二項から第五項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)
3 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、

第二条第二項の規定にかかわらず、治水事業に含まれるものとする。
(治水特別会計法の一部改正)
4 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七項中「又は資源開発公団法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付け」を、「水資源開発公団法附則第九条第一項、土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付け(土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進

に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けについては、法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業(同条

第三項の規定に該当するものを除く。)に要する費用に係るものに限る。以下同じ。」に改める。

附則第二十八項から第三十項までの規定中「又は水資源開発公団法附則第九条第一項」を「又は水資源開発公団法附則第九条第一項」に改める。

1 住宅・都市整備公団法の一部改正
(1) 貸付けを受ける者 住宅・都市整備公団
(2) 貸付対象 土地区画整理組合が土地区画整理事業として行う公園、下水道等の整備に関する事業

2 地域振興整備公団法の一部改正
(1) 貸付けを受ける者 地域振興整備公団
(2) 貸付対象 住宅・都市整備公団が宅地の造成と併せて行う公共施設の整備に関する事業

3 地方住宅供給公社法の一部改正
(1) 貸付けを受ける者 地方住宅供給公社
(2) 貸付対象 地域振興整備公団が宅地の造成と併せて行う公共施設の整備に関する事業

4 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正
(1) 貸付けを受ける者 民間都市開発推進機構
(2) 貸付対象 第三セクターが行う河川、砂防設備等の整備に関する事業及び土地区画整理組合が土地区画整理事業として行う道路、河川等の整備に関する事業

5 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正
(1) 貸付けを受ける者 民間都市開発推進機構
(2) 貸付対象 土地区画整理組合が土地区画整理事業として行う公園、下水道等の整備に関する事業について民間都市開発推進機構が行う無利子貸付けの業務

6 土地区画整理法の一部改正
(1) 貸付けを受ける者 住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社
(2) 貸付対象 住宅・都市整備公団等が土地区画整理事業として行う公園、下水道等の整備に関する事業

7 その他
(1) この法律は、昭和六十三年四月一日から施行するものとする。

4 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正
(1) 貸付けを受ける者 民間都市開発推進機構
(2) 貸付対象 第三セクターが行う河川、砂防設備等の整備に関する事業及び土地区画整理組合が土地区画整理事業として行う道路、河川等の整備に関する事業について民間都市開発推進機構が行う無利子貸付けの業務

二 議案の目的及び要旨
本案は、住宅・都市整備公団等が行う公共施設の整備に関する事業のうち、当該事業等により生ずる収益をもつて当該事業に要する費用を支弁することができると思われるものについて

一 議案の目的及び要旨
本案は、住宅・都市整備公団等が行う公共施設の整備に関する事業のうち、当該事業等によ

り生ずる収益をもつて当該事業に要する費用を支弁することができると思われるものについて

設の整備に関する事業の促進を図るための措置として妥当なものと認めるが、施行期日を公布の日に改める必要があるため、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する対応は、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和六十三年度特別会計予算において、収益回収特別貸付金として、産業投資特別会計十四億八千九百万円、道路整備特別会計百三十五億二百万円、道水特別会計百十億一千万元、合計千十四億九千七百万円の中に計上されている。

右報告する。

昭和六十三年四月十三日

建設委員長 中村喜四郎

〔別紙〕

附 則

(施行期日)

〔公布の日〕
昭和六十三年四月一日から施行

する。

〔別紙〕

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 日本電信電話株式会社の株式の売却收入の活用による無利子貸付対象事業(収益回収型)の採

択に当たつては、収益性の高い大都市地域に偏ることのないよう留意し、内需の拡大、地域社会の活性化に資するよう十分配慮すること。

二 貸付金は、造成宅地の処分金等により償還されることにかんがみ、貸付対象となる公共施設については、真に必要なものを整備するよう努めること。

三 貸付対象事業により設置した公共施設については、その管理主体を明確にするとともに、その適正な管理を図るよう努めること。

半島振興法の一部を改正する法律案

昭和六十二年四月十三日

提出者

建設委員長 中村喜四郎

半島振興法の一部を改正する法律

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条を第十五条とし、第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とし、第九条の次に次の三条を加える。

(半島循環道路等の整備)
第十条 国は、半島振興計画に基づく事業のうち、半島振興対策実施地域を循環する主要な道路又は半島振興対策実施地域と一般国道その他

の政令で定める交通施設と連絡する主要な道路であつて、当該半島振興対策実施地域の振興のため特に重要と認められるものとして建設

する。

ち、半島振興対策実施地域を循環する主要な道路又は半島振興対策実施地域と一般国道その他

の政令で定める交通施設と連絡する主要な道路であつて、当該半島振興対策実施地域の振興のため特に重要と認められるものとして建設

する。

大臣が国土庁長官の意見を聴いて指定するものの整備に関する事業については、その円滑な実

施が促進されるよう特に配慮するものとする。

(基幹的な市町村道等の整備)

第十二条 半島振興対策実施地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で政令で定める関係行道等」という。)の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、半島振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合には、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者

(道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わってその権限を行つるものとする。この場合において、都道府県が代わつて行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統括する都道府県知事が行う。

3 第一項の規定により都道府県が行う基幹的市町村道等の新設及び改築に係る事業(以下「基幹的市町村道等整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

4 基幹的市町村道等整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹的市町村道等を都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

5 第二項の規定により基幹的市町村道等整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百二十一号。以下「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹

的市町村道等整備事業(北海道の区域における基幹的な市町村道等整備事業で当該事業に係る経費に対する国との負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道の区域における基幹的市町村道等整備事業で当該事業に係る経費に対する国との負担割合が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹的市町村道等整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国との負担割合が第二号に掲げる国との負担割合を超えるものにあっては、第一号に掲げる国との負担割合を超えるものに相当する額を、第一号に掲げる国との負担割合が第二号に掲げる国との負担割合を超えないものにあっては、第二号に掲げる国との負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道の区域以外の区域における当該基幹的市町村道等整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合を北海道の区域における当該基幹的市町村道等整備事業に係る経費に対する国との負担割合として負担

規定する適用団体である場合においては、基幹

算定した国との負担割合

二 北海道の区域における当該基幹的市町村道等整備事業に係る経費に対する国負担割合

(小型航空機用飛行場等の整備)

第十二条 国は、半島振興対策実施地域の特性に即した地域的な航空運送を確保するため、地方公共団体が半島振興計画に基づいて実施する小型の航空機の用に供する公用飛行場その他の航空運送の用に供する施設の整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

半島振興法の実施の状況にかんがみ、半島循環道路等の整備について特に配慮し、及び小型航空機用飛行場等の整備について適切な配慮をするとともに、基幹的な市町村道等の整備を都道府県が代わって行う制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本來施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二十億円の見込みである。

第三条 この法律による特定事業の集積を促進する措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十三年二月十二日

内閣総理大臣 竹下 登

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律

(目的)

即した地域的な航空運送を確保するため、地方公共団体が半島振興計画に基づいて実施する小型の航空機の用に供する公用飛行場その他の航空運送の用に供する施設の整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(定義)

第二条 この法律において「産業の高度化」とは、産業の製品若しくは役務の開発力、生産、販売

若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。

2 この法律において「特定事業」とは、その集積を促進することが産業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域の産業の

高度化に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

(地域)

第三条 この法律による特定事業の集積を促進する措置は、次に掲げる要件に該当する地域につ

いて講じられるものとする。

一 特定事業の集積の促進に関する事項

1 特定事業の集積の目標の設定に関する事項

2 特定事業の集積の促進に関する措置を講じようとする地域(以下「集積促進地域」という)の

3 設定に関する事項

1 前号の目標を達成するために必要な事業に

2 その他の特定事業の集積に関する重要事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、集積促進指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、集積促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

三 その地域又はその周辺の地域における産業及び特定事業の集積の状況からみて、その地域に特定事業が集積することにより、これら

れると認められること。

四 特定事業の業務に必要な知識又は技術を有する人材の確保が可能であること。

五 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設及び特定事業の業務に必要な情報を提供する施設の利用が容易であること。

(集積促進計画)

第四条 通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣及び国土交通省長官(以下「主務大臣」という。)は、前条に規定する地域についての特定事業の集積の促進に関する指針(以下「集積促進指針」という。)を定めなければならない。

第五条 都道府県は、集積促進指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、関係市町村に協議して、特定事業の集積の促進に関する計画(以下「集積促進計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

(集積促進計画)

第六条 集積促進計画においては、第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項の大綱について定めるものとする。

第七条 一 集積促進地域の区域

二 特定事業の集積の目標

三 次に掲げる施設の整備(既存の施設の活用を含む。)に関する事項

イ 業務用地

ロ 道路

ハ 住宅

四 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

五 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

六 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

七 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

八 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

九 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

十 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十一 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

十二 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十三 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

十四 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十五 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

五 主務大臣は、集積促進指針を定め、又はこれ

を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(集積促進計画)

第六条 集積促進計画においては、第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項の大綱について定めるものとする。

第七条 一 集積促進地域の区域

二 特定事業の集積の目標

三 次に掲げる施設の整備(既存の施設の活用を含む。)に関する事項

イ 業務用地

ロ 道路

ハ 住宅

四 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

五 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

六 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

七 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

八 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

九 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

十一 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十二 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

十三 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十四 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

十五 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十六 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

十七 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十八 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

五 主務大臣は、集積促進指針を定め、又はこれ

を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(集積促進計画)

第六条 集積促進計画においては、第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項の大綱について定めるものとする。

第七条 一 集積促進地域の区域

二 特定事業の集積の目標

三 次に掲げる施設の整備(既存の施設の活用を含む。)に関する事項

イ 業務用地

ロ 道路

ハ 住宅

四 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

五 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

六 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

七 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

八 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

九 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

十一 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十二 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

十三 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十四 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

十五 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十六 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

十七 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

十八 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

十九 その他の特定事業の集積に関する必要な事項

二十 前号イからハまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

一 その集積促進計画に係る集積促進地域が第三条各号に掲げる要件に該当し、かつ、集積促進指針に適合するものであること。

二 第二項第一号から第五号までの掲げる事項にあつては、集積促進指針に適合するものであること。

三 その集積促進計画に係る特定事業の集積が当該集積促進地域及びその周辺の地域に対し適切な経済的効果を及ぼすものであること。

四 その他集積促進指針に照らして適切なものであること。

五 主務大臣は、集積促進計画につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

六 都道府県は、集積促進計画が第四項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(集積促進計画の変更)

第六条 都道府県は、前条第四項の規定による承認を受けた集積促進計画を変更しようとするときは、関係市町村に協議した上、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(地域振興整備公団の行う特定事業集積促進業務)

第七条 地域振興整備公団(以下「公団」という。)は、地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第十九号。以下「公団法」という。)第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、第五条第四項の規定による承認を受けた集積促進計画

(前条第一項の規定による変更の承認があつた場合)

(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認集積促進計画」という。)に係る集積促進地域(以下「承認集積促進地域」という。)における特定事業の用

第八条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(以下「特定事業集積促進法」という。)第七条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「業務用地(これと併せて整備される業務用地の利用者)の利便に供する施設を整備し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。

第九条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、承認集積促進地域における特定事業の集積を促進するため、次の業務を行う。

第十条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務」の業務及び地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(以下「特定事業集積促進法」という。)第九条第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び特定事業集積促進法第九条」とする。

一 承認集積促進地域において産業の高度化に資する研究開発、研修等を行うための施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務及び公団法第十九条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行ふことができる。

一 承認集積促進地域における業務用地の造成成、管理及び譲渡並びに当該業務用地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該業務用地の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の管理及び譲渡

二 承認集積促進地域における前項第一号に規定する施設の整備

三 特定事業の集積の促進のために必要な調査と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該業務用地の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の管理及び譲渡

四 第一号及び第二号の業務に関連する技術的援助並びに特定事業の集積の促進のための計画の策定に係る技術的援助

第八条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「工業再配置等業務」という。)第十九条第一項及び第二項第三号中「第十九条第一項及び第二項並びに第三十三条第二項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項並びに第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「特定事業集積促進法第七条」とする。

第九条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、承認集積促進地域における特定事業の集積を促進するため、次の業務を行う。

第十条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務」の業務及び地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(以下「特定事業集積促進法」という。)第九条第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び特定事業集積促進法第九条」とする。

外(号)

(課税の特例)

第十一条 承認集積促進地域において、特定事業を営む者が当該特定事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備、機械及び装置並びに器具及び備品については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(固定資産税の不均一課税に伴う措置)

第十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、承認集積促進地域において特定事業の用に供する設備のうち自治省令で定めるものを新設した者について、当該設備に對する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（その措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（その措置が自治省令で定める日以後において行われたときにおける基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。）

（資金の確保）
第十三条 国及び地方公共団体は、承認集積促進地域における特定事業の集積を円滑に促進する

ために必要な資金の確保に努めるものとする。

(施設の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、承認集積促進計画の達成に資するために必要な施設の整備に努めるものとする。

(国の援助等)

第十五条 国及び地方公共団体は、承認集積促進計画の達成に資するため、承認集積促進計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

2 地方公共団体が承認集積促進計画を達成する

ために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
(農地法等による処分についての配慮)

第十六条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、承認集積促進地域内の土地を承認集積促進計画で定める施設の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律

の規定による許可その他の処分を求められたときには、当該承認集積促進計画で定める特定事業の集積が促進されるよう配慮するものとする。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（基金の持分の払戻しの禁止の特例）
第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の

払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかるらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十六号中「限る。」の用に供する不動産の下に「並びに地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第二百二十九号）第七条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する不動産」を加える。

第五百八十六条第二項中第一号の四を第一号の五とし、第一号の三の次に次の一号を加え
る。

（昭和六十五年三月三十一日までの間に同法

第十項及び次条に改め、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の表の下欄中「第九項」を「第十項」を「第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

附則第三十二条の三第三項中「次条に」を「第

十項及び次条に」に改め、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の表の下欄中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第

設したもので政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

一の四 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第五条第四項に規定する承認（同法第六条第一項に規定する承認を含む。）に係る同法第五条第一項の集積促進計画において定められた同条第一項第一号に規定する集積促進地域の区域内において、同法第二条第二項に規定する特定事業のうち政令で定めるものを営む者であつて、当該事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、かつ、当該設備に係る建物（政令で定めるものに限る。）を建

おいては、第七百一条の三十四第十項の規定においては、第七百一条の三十四第十項の規定

附則第三十二条の三の中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 前条第十項に規定する施設に係る事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、同項に規定する承認の日から同項の政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十七条第十四項、第三十八条第十一項及び第三十九条第十一項中「附則第三十二条の三第十項」を「附則第三十二条の三第十一項」に、「第九項」を「第十項」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「並びに産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十号)第十六条第一号及び第四号(産業基盤整備基金の業務)」を「産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十号)第十六条第一

号及び第四号(産業基盤整備基金の業務)の業務並びに地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第号)第九条第一号(産業基盤整備基金の行う特定事業集積促進業務)」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十

二号)の一部を次のようにより改正する。

第三条第三号の二の次に次の二号を加える。

三の三 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三

年法律第号)の施行に関する事務を

管理すること。

(国土庁設置法の一部改正)

第七条 土地庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のようにより改正する。

第十四条第十二号を第二十三号とし、第二

十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一

号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年

法律第号)の施行に関する事務を処理すること。

第七条第一項中「第四条第二十号」を「第四条第二十一号」に改める。

第五条 印紙税法(昭和四十一年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十七条第十四項、第三十八条第十一項及び第三十九条第十一項中「附則第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十一項」に、「第九項」を「第十項」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「並びに産業構造転

換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十

号)第十六条第一号及び第四号(産業基盤整備基金の業務)」を「産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十号)第十六条第一

号及び第四号(産業基盤整備基金の業務)の業務並びに地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第号)第九条第一号(産業基盤整備基金の行う特定事業集積促進業務)」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第五条 印紙税法(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「並びに産業構造転

換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十号)第十六条第一号及び第四号(産業基盤整備基金の業務)」を「産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十号)第十六条第一

号及び第四号(産業基盤整備基金の業務)の業務並びに地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第号)第九条第一号(産業基盤整備基金の行う特定事業集積促進業務)」に改める。

一 議案案の目的及び要旨

本案は、最近における経済的環境の変化の下で、産業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の特定の地域における地域産業の高度化を通じての地域経済の発展と産業の配置の適正化が要請されている状況に鑑み、これらの地域の産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進するための措置を講じようとするものである。これより、その主な内容は次のとおりである。

1. 目的

この法律は、産業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の特定の地域について、当該地域及びその周辺の地域の産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進する措置を講ずることにより、地域経済の発展と産業の配置の適正化を図り、もつて地域住民の生活の向上と国民経済及び国土の均衡化が要請されている状況に鑑み、これらの地

域の産業の高度化に寄与することを目的とする。

2 定義

この法律において「産業の高度化」とは、産

業の製品若しくは役務の開発力、生産、販売

域の産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進するため、集積促進指針及び集積促進計画の策定等について定めるとともに、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金の業務に当該特定事業の集積を促進するため必要な業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 地域

この法律による特定事業の集積を促進する措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

(一) 産業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの

以外の地域であること。

(二) 自然的経済的社会的条件からみて一体として特定事業の集積を図ることが相当と認められる地域であること。

(三) その地域又はその周辺の地域における産業及び特定事業の集積の状況からみて、そ

の地域に特定事業が集積することにより、これらの地域における産業の高度化が相当

程度認められると認められる。

(四) 特定事業の業務に必要な知識又は技術を有する人材の確保が可能であること。

(五) 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設及び特定事業の業務に必要な情報

報を提供する施設の利用が容易であること。

4 集積促進指針

(一) 通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣及び国土庁長官(以下「主務大臣」という。)

は、3に規定する地域についての特定事業

の集積の促進に関する指針(以下「集積促進指針」という。)を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(2) 集積促進指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 特定事業の集積を促進する措置を講じようとする地域(以下「集積促進地域」という。)の設定に関する事項

(2) 特定事業の集積の目標の設定に関する事項

(3) (2)の目標を達成するために必要な事業に関する事項

(4) その他特定事業の集積に関する重要な事項

(1) 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、集積促進指針を変更するものとし、集積促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 集積促進計画

(1) 都道府県は、集積促進指針に基づき、関係市町村に協議して、特定事業の集積の促進に関する計画(以下「集積促進計画」といふ。)を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

(2) 集積促進計画においては、集積促進地域の区域、特定事業の集積の目標の大綱、業務用地、道路、住宅の整備及びこれに関連して実施される農用地の整備等の大綱について定めるものとする。

(3) 主務大臣は、(1)の承認の申請があつたと

に供する施設及び当該業務用地の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の管理及び譲渡

(2) 承認集積促進地域における(1)の(2)に規定する施設の整備

(3) 特定事業の集積の促進のために必要な調査

(4) (1)及び(2)の業務に関する技術的援助並びに特定事業の集積の促進のための計画の策定に係る技術的援助

7 産業基盤整備基金の行う特定事業集積促進業務

産業基盤整備基金は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する業務のほか承認集積促進地域において特定事業を行なう者に対し、その事業に必要な資金の借入れに係る債務保証の業務を行う。

8 課税の特例等

承認集積促進地域において特定事業を営む者に対する特別償却、固定資産税に係る不均一課税の減収補填等税制上の特例措置について所要の規定を設ける。

9 その他

(1) 国及び地方公共団体は、承認集積促進地域における特定事業の集積を円滑に促進するため必要な資金の確保、承認集積促進計画の達成に資するため必要な施設の整備に努めるものとする。

(2) 国及び地方公共団体は、承認集積促進計画の実施に必要な事業を行なう者等に対する助言、指導その他の援助の実施に努め、地方公共団体が承認集積促進計画を達成する

ために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(3) 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を承認集積促進計画で定める施設の用に供するため農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、特定事業の集積が促進されるよう配慮するものとする。

(4) 本件施行に伴う予算措置

昭和六十三年度一般会計予算に、地域振興整備公団が資金運用部特別会計から借り入れる借入金に対する利子補給金に必要な経費のうち一千円が、産業立地適正化及び立地条件整備に必要な経費のうち二千六百万円が、昭和六十三年度特別会計予算、産業投資特別会計産業投資勘定投資計画表において、地域振興整備公団に対する出資金三十億円が、それぞれ計上されている。

10 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

11 議案の可決理由

本案は、地域経済の発展及び産業配置の適正化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

12 本件施行に伴う予算措置

昭和六十三年度一般会計予算に、地域振興整備公団が資金運用部特別会計から借り入れる借入金に対する利子補給金に必要な経費のうち一千円が、産業立地適正化及び立地条件整備に必要な経費のうち二千六百万円が、昭和六十三年度特別会計予算、産業投資特別会計産業投資勘定投資計画表において、地域振興整備公団に対する出資金三十億円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

昭和六十三年四月十三日

衆議院議長 原 健三郎殿 商工委員長 渡辺 秀央

(号外)

森林開発公団法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和六十三年一月十二日

内閣總理大臣 竹下 登

森林開発公団法の一部を改正する法律

森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改定する。

第十条第一項を次のように改める。

理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

附則第十一条及び第十二条を削る。

本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)を「社会資本整備特別措置法」に改め、同条を附則第十二条とする。附則第九条の次に次の二条を加える。

(業務の特例)

第十一条 公団は、当分の間、第十八条第一項及び第二項に規定する業務のほか、農林水産大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができる。

一 地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていな地域内において、次の事業で日本電信電話

株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第一号に該当するものを行うこと。

イ 当該地域の林道網の基幹部分となるべき

林道の開設又は拡張の事業(第十八条第一項第一号及び第一号の二の事業に該当するものを除く。)

ロ イの事業と併せて行う保安施設事業(森林

林法第四十一条第二項に規定する保安施設事業をいう。次号において同じ。)又は造林

の事業(第十八条第一項第六号の事業に該当するものを除く。)

年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他

償還に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(役員の任期に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に森林開発公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第三条 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)附則第六項」の下に「森

林開発公団法附則第十一条第一項」を、「無利子の貸付け」の下に「(森林開発公団法附則第十一

条第一項の規定による無利子の貸付けについては、森林法第四十一条第二項に規定する保安施

設事業に要する費用に係るものに限る。以下同

じ。」を加え、同条第二項中「森林法附則第六

項」の下に「森林開発公団法附則第十一条第一項」を加える。

附則第十四条及び第十五条中「森林法附則第六項」の下に「森林開発公団法附則第十一条第一項」を加える。

2 第二条第一項第一号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で森林開

発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)附則第十一条第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第二条第一項の規定にかかるはず、治山事業に含まれるものと定にかかるはず、治山事業に含まれるものと

する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他

償還に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(役員の任期に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に森林開発公団の

理事又は監事である者の任期については、なお

従前の例による。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第三条 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)附則第六項」の下に「森

林開発公団法附則第十一条第一項」を、「無利子の貸付け」の下に「(森林開発公団法附則第十一

条第一項の規定による無利子の貸付けについては、森林法第四十一条第二項に規定する保安施

設事業に要する費用に係るものに限る。以下同

じ。」を加え、同条第二項中「森林法附則第六

項」の下に「森林開発公団法附則第十一条第一項」を加える。

附則第十四条及び第十五条中「森林法附則第六項」の下に「森林開発公団法附則第十一条第一項」を加える。

また、国はこれら業務に要する資金を無利子で貸し付けることができるとしている。

2 森林開発公団及び第三セクターが行う保安施設事業については、治山事業五箇年計画に含めるとともに、当該事業に対する貸付金に関する経理を国有林野事業特別会計治山勘定において行うこととする。

二 議案の可決理由

本案は、林業・木材産業及び山村社会をとりまく厳しい情勢を改善するための措置として妥当と認め原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和六十三年度産業投資特別会計予算に森林の基盤整備等の事業のうち収益回収型事業の貸付けに必要な経費として十二億八千八百万円が計上されている。

右報告する。

昭和六十三年四月十三日

農林水産委員長 菊池福治郎
衆議院議長 原 健三郎殿